

不法投棄物は、発見場所から動かさないでください。
不法投棄物は、絶対に集積所に収集しないでください。

実施要綱
別紙-3

琵琶湖市民清掃不法投棄物(リサイクル家電・適正処理困難物等)連絡票

令和 年 月 日受付
受付者

| | | | |
|--|--|-------------------------------|--|
| 報告者氏名 (わかれば 報告者の所属も 記載してください) | | 連絡先 (日中に 連絡のつく 電話番号) | |
| 不法投棄物の 種類・数量等 | | | |
| 場所 (必ず別紙に地 図を添付してく ださい。) | 例)大津市御陵町3-1の北側 電柱付近 ・詳細は別紙地図に記載のとおり | | |
| その他 | | | |

- ・本連絡票は、市民清掃実施当日に見つけた不法投棄物を報告する場合に使用してください。
- ・見つけた不法投棄物は、絶対に見つけた場所から移動させないでください。
- ・不法投棄物の対応は、連絡から1ヶ月以上後になることもあります。

送信先 : 琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局
FAX 526-5299/522-1097 (提出期限:清掃翌日午後5時まで)
メール otsu1121@city.otsu.lg.jp